

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2014年11月28日

No.9

「機動的設備保守を図る保全体制」

「実施時期」について修正提案を受ける

中央本部は10月31日に提案された「機動的設備保守を図る保全体制」について、11月17日に行なった団体交渉の議論に基づき、会社は提案していた実施時期について提案内容の修正を行ないました。

修正した内容は以下の通りです。（詳細は別紙参照）

「機動的設備保守を図る保全体制」について（修正内容）

平成26年10月31日に提案した「機動的設備保守を図る保全体制について」につきましては、以下の通り提案を修正します。

実施時期

- ・修正前 平成26年12月 1日
- ・修正後 平成27年 3月 1日

中央本部は修正提案に対して、以下のように指摘しました。

- ①提案内容を修正することは前代未聞である。本施策に対する会社の考え方が杜撰であることの表れであり、会社の責任は重大である。修正提案することの重大性を認識すること。
- ②団体交渉でも議論しているが、提案された基準人員では円滑な業務の遂行が出来ないことが危惧される。労使で基準人員の再精査を行い、その結果において基準人員の積み上げを行なうこと。
- ③要員問題以外にも解決すべき問題は山積しており、施策の実施にあたっては組合員が抱えている問題点の解決や不安の解消が不可欠である。施策の実施については不安を抱えながらの実施は認められない。真摯な議論が必要である。

指摘に対し会社は①責任の重大性については認識している。修正提案は職場での混乱を避けるために議論を行なう時間を確保するためである。②基準人員については会社としてこの要員で業務は可能であると考えているが、議論の結果において基準人員を見直すことはあり得る。③施策に対する不安を取り除くために会社としても努力する。と回答し、真摯に議論していくことを明らかにしました。

中央本部は今後、全国施設電気部会及び地方本部と引き続き連携し、保全職場で働く組合員が抱えている問題点の解決に向け、申し入れに基づき団体交渉を強化することとします。

以上